

2021年度 カンタベリー日本人会総会 第三号議案 会則の改正について

提案要旨①：会則第五節、第六節、第七節に定める理事会の規定を以下の改正案のとおり改正することを提案します。

提案理由：理事を担う人がみつからない場合を鑑みて理事の最低人員を4人（会長・副会長・事務局・会計）から3人（会長・事務局・会計）へ変更する。

提案要旨②：会則第六節に定める議決権を持つ会員に関する記述を以下の通り改正することを提案します。

提案理由：会則中第六節15条で定められている各種会員の議決権を正しく反映して下記の通り変更する。

（赤字は削除、青字は加筆）

現行の会則	改正案
<p>第五節 理事会。</p> <p>10.本会の理事会は次から成る。会長副会長事務局長会計その他理事(その数は会がその時々で決定する。)、会計確認、名誉会長、名誉顧問、顧問、相談役、参与を置くことが出来る。また、必要に応じて日本人会会員及び会員外から意見を聞くことができる。</p> <p>11.理事は理事会の推薦により会員の中から選ばれ、年次総会においてこれを承認される。 （後段削除）</p> <p>12.会長、副会長、事務局長、会計、会計確認は理事会で選任される。ただし、会長の任期は3年を上限とする。</p> <p>13.全ての理事会役員の任期は1年である。全ての役職は再任され得る。</p> <p>14.理事会は次の年次総会までに欠員が生じた場合、残存する理事の多数決によりその席を補充する権限を持ち、この様にして任命された理事の任期は次の年次総会までとする。</p>	<p>第五節 理事会。</p> <p>10.本会の理事会は次から成る。会長、事務局長、会計、その他理事(その数は会がその時々で決定する)。また、副会長、会計確認、名誉会長、名誉顧問、顧問、相談役、参与を置くことも出来る。さらに、必要に応じて日本人会会員及び会員外から意見を聞くことができる。</p> <p>11.理事は理事会の推薦により会員の中から選ばれ、年次総会においてこれを承認される。 （後段削除）</p> <p>12.会長、副会長、事務局長、会計、会計確認は理事会で選任される。ただし、会長の任期は3年を上限とする。理事の人数により可能な場合には副会長を選任することができ、そのように選任された副会長は会長の任務を代行することを可能とする。</p> <p>13.全ての理事会役員の任期は1年である。全ての役職は再任され得る。</p> <p>14.理事会は次の年次総会までに欠員が生じた場合、残存する理事の多数決によりその席を補充する権限を持ち、この様にして任命された理事の任期は次の年次総会までとする。</p>
<p>第六節総会</p> <p>15. 理事会執行部は総会開催日が決定され次第、直ちに会員に総会の日時を告知する。</p> <p>16. 本会の通常会員のみが総会で議決権を有する。</p> <p>17. 年次総会は会長、又は会長不在もしくは挙行不可能な場合は副会長が会計年度終了後都合が付き次第召集する。</p> <p>18. 臨時総会は理事会執行部が必要と判断した場合開かれるが、総会が必要とする年会費支払済通常会員の3分の1の署名を条件に直ちに開かれる。</p>	<p>第六節総会</p> <p>15. 理事会執行部は総会開催日が決定され次第、直ちに会員に総会の日時を告知する。</p> <p>16. 本会の通常会員のみが総会で議決権を有する。</p> <p>17. 年次総会は会長が、又は会長不在もしくは挙行不可能な場合で副会長が在任する場合は副会長が、又は副会長が不在もしくは挙行不可能な場合は事務局長または会計が、会計年度終了後都合が付き次第召集する。</p> <p>18. 臨時総会は理事会執行部が必要と判断した場合開かれるが、総会が必要とする年会費支払済通常会員の3分の1の署名を条件に直ちに開かれる。</p>

<p>19. 年次総会もしくは臨時総会はその定足数を年会費支払済通常会員の10分の1とする。年次総会及び全ての臨時総会においては、会長、又は会長が不在のときは副会長が議長となり、出席する各年会費支払済通常会員が各議事につき1個の議決権を有する。</p> <p>20. 年次総会、又は臨時総会の投票は、6人の出席通常会員もしくは議長が用紙による投票を要求する場合を除き、挙手による。いずれの場合においても議事が可決されるためには多数決が必要とされる。</p> <p>第七節公印</p> <p>21. 公印は理事会により任命された者がその保管と管理に責任を持つ。公印を書類、証書もしくは他の法律文章に捺印する必要があるときは、いかなる場合においても、理事会の決定に従って会長、副会長もしくは理事のうち二人により捺印されるべきものとする。</p>	<p>19. 年次総会もしくは臨時総会はその定足数を年会費支払済通常会員の10分の1とする。年次総会及び全ての臨時総会においては、会長が、又は会長が不在で副会長が在任する場合は副会長が、又は副会長が不在もしくは挙行不可能な場合は事務局長または会計が議長となり、出席する年会費支払済かつ議決権を持つ各会員が各議事につき1個の議決権を有する。</p> <p>20. 年次総会、又は臨時総会の投票は、6人の出席通常会員もしくは議長が用紙による投票を要求する場合を除き、挙手による。いずれの場合においても議事が可決されるためには多数決が必要とされる。</p> <p>第七節公印</p> <p>21. 公印は理事会により任命された者がその保管と管理に責任を持つ。公印を書類、証書もしくは他の法律文章に捺印する必要があるときは、いかなる場合においても、理事会の決定に従って会長、事務局長、会計もしくは理事のうち二人により捺印されるべきものとする。</p>
--	---

メリット①：カンタベリー日本人会の運営の継続を考え、理事の担い手がない状況を反映し、理事会の理事の最小人員数を3人に変更し、最小3人の理事での運営を可能にする。

メリット②：現状との相違を訂正し、会則に定められている各会員の議決権を正しく反映する。

デメリット：（特になし）